

ゆるりの会規約

第一章 総則

第1条（会の名称）

- 一、本会は、ゆるりの会と称し、略称をゆるりとする。
- 二、英語名称は、The Yururi for Kids Smile (YKS) とする。

第2条（会の目的）

本会は、主として以下に掲げる活動及びそれに付帯する業務をおこない、児童の福祉の増進、学生の成長、平和で豊かな石見地域の建設に資することを目的とする。

- 一、絵本の読み聞かせ
- 二、石見地域の関係諸団体、個人との連携
- 三、学生間の親睦
- 四、絵本、紙芝居、小説等の執筆及びそれに関する事業
- 五、会主体の演劇の実行に関する諸問題の調査
- 六、部室の管理
- 七、会の歴史に関する記録の継承

第3条（会の性質）

本会は、自由で自主的な学生の参加に基づく団体であり、その運営には、関係するすべての人々の権利と幸福に配慮する。

又、本会は、学内外のいかなる政党その他の政治団体、宗教団体等の下部組織とならない。

第二章 会員

第4条（会員）

本会は、島根県立大学総合政策学部の学生で、本規約を認め、本会の方針と理念に賛同する人なら、誰でも入会できる。

入会にあたっては、別に定める入会手続きをおこなう。

第5条（会員の権利）

本会の会員の権利は、以下の通りである。

- 一、自由に入退会する
- 二、活動に参加し、意見を述べる

- 三、嫌なこと、したくないこと、苦手なことについて配慮を求める
- 四、家計の状況について配慮を求める
- 五、会の内部で解決できない問題について、外部の公的機関に援助を求める
- 六、活動に参加することを休止する

第6条（会員の義務）

本会の会員の義務は、以下の通りである。

- 一、日本国の法令、社会の決まり、道徳、他の人の人権を守る
- 二、会の決定された人事・方針について従う
- 三、会員同士で常に連絡を取り合う

第7条（会員の除名）

以下に掲げる条件に該当する会員は、まず本人の意見を聞き、次に上級生によって説得し、それでも改善の見られない場合にのみ、除名できる。

- 一、会員同士、あるいは会の外の人に対し、名誉をき損し、人権を侵害する
- 二、本会からの連絡に応じない
- 三、単位の放棄、不可などが多く、学業に専念していない
- 四、本会の運営を妨害する
- 五、本会を会員以外の個人又は諸団体の支配下に置こうとした
- 六、禁固刑以上の刑に処された
- 七、本会の財産を不当に損壊又は盗んだ

第三章 組織

第8条（全員協議会）

本会の運営にあたって、会の最高指導機関として、全員協議会を置く。

全員協議会は年1回以上開き、会のすべての事項について多数決で承認又は否決する。

本会の会員の3分の2以上が集合した場合、全員協議会と同等に扱うものとする。

第9条（評議委員会）

次の全員協議会が開催されるまでの代理機関として、評議委員会を置く。評議委員会は会のすべての事項について代理で執行できるが、事前又は事後に全員協議会に承認を求め、否決された場合には直ちに当該活動について中止しなければならない。

評議委員会は、入会后1ヶ月以上経過した会員のうち、本規約の定める

役員と、評議委員会が出席を求めた会員を委員とする。

第四章 代表

第10条（代表）

本会を対外的に代表し、活動を総理する部長格の役員として、代表を置く。代表は、全員協議会の議長及び評議委員会の委員長を兼任する。

代表は、本規約に基づいて部の運営をおこなう。

第11条（代表の選任）

代表は、評議委員会の互選で選出し、直近の全員協議会において承認を受け、任期を1年間とする。再選を妨げないが、評議委員会の3分の2以上の賛成で解任できる。

第五章 副代表以下の役員

第12条（副代表）

代表は、自身を補佐し、自身に事故あるときの代理の役員として、副部長格の副代表を置く。

第13条（次席副代表）

代表は、特定分野について自身を補佐し、自身と副代表に事故あるときの代理の役員として、次席副代表を置くことができる。

第14条（事務局長）

会の事務、記録、備品の管理を担当する役員として、事務局長を置く。

第15条（外報部長）

会の広報宣伝及び大学当局、学生組織との連絡を担当する役員として、外報部長を置くことができる。

第16条（臨時班長）

代表の指揮の下に、個別の案件に関する業務を統括する臨時班長を置くことができる。

第六章 会計

第17条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年6月1日に始まり、翌年の5月末日で終了する。

毎年、会計年度の開始時に予算計画を作成し、年度末に決算書を作成する。

第 18 条（予算決算監視委員長）

本会の予算決算及び金銭の管理を担当する予算決算監視委員長を置く。

第七章 附則

第 19 条（規約の改正）

本規約の改正は、代表が発議し、評議委員会で採択したのち、全員協議会での了承を得ることとする。

第 20 条（本規約の発効）

本規約は、平成 23 年 10 月 28 日から施行する。